



平成27年度 第1回

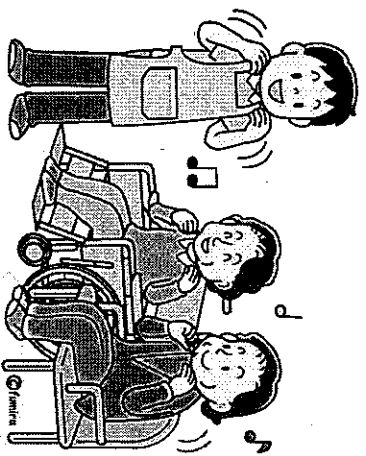
長崎県介護予防市町支援委員会



日時：平成27年9月3日(木)

14:50~16:30

場所：長崎県医師会館第1中会議室



平成27年度 第1回長崎県介護予防市町支援委員会

【 次 第 】

14:50 議 事

1. 介護予防市町支援事業について

説明

(1) 平成27年度介護予防市町支援事業実施計画

資料1-1

(2) 平成26年度介護予防事業実施状況調査結果

資料1-2

協議事項

(3) 介護予防の今後の方向性について

① 介護予防の今後の方向性（行政説明）

資料2-1

② 県内の総合事業取組状況について

資料2-2

③ 平成27年度新規事業について

資料2-3

2. 認知症施策等総合支援事業について

（認知症施策推進会議）

資料3

16:30 閉 会

平成27年度第1回長崎県介護予防市町支援委員会 出席者

(平成27年9月3日開催)

(任期：H26.4.1～H29.3.31)

	役職等	氏名	備考
1	一般社団法人長崎県医師会常任理事	天本 俊太	
2	一般社団法人長崎県歯科衛生士会公衆衛生理事	池田 道子	
3	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長	浦田 実	代理 古瀬祐司
4	長崎県身体障害児者施設協議会副会長	江島 晃好	
5	長崎県市町村保健師会	小川 聖子	
6	一般社団法人長崎県作業療法士会会長	沖 英一	
7	公益社団法人認知症の人と家族の会長長崎県支部世話人	神原 千代子	
8	公募委員	久保田 恒憲	
9	長崎県保健所長会代表	後藤 尚	
10	公益社団法人長崎県理学療法士協会会長	塩塚 順	
11	公募委員	渋江 康敏	
12	長崎県地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議会長	高柳 公司	
13	長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	辻 敏子	
14	一般財団法人長崎県老人保健施設協会会長	土井 庸正	欠席
15	一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会会長	土岐 達志	
16	長崎県言語聴覚士会副会長	戸澤 明美	
17	公益社団法人長崎県すこやか長寿財団介護実習・普及課長	藤島 正治	欠席
18	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会専務理事	藤原 敬一	
19	公益社団法人長崎県栄養士会理事	本田 真弓	
20	長崎県NPO・NVC支援センター代表	松坂 誠應	
21	公益社団法人長崎県看護協会在宅支援事業部長	道辻 美佐子	
22	一般社団法人長崎県歯科医師会理事	吉田 敏	

※五十音順

事務局	長寿社会課 課長	上田 彰二	
	総括課長補佐	佐藤 哲也	
	地域包括ケア推進班課長補佐	早川 成喜	
	地域包括ケア推進班係長	矢野 亮一	
	地域包括ケア推進班主任技師	田島 玲悟	
	地域包括ケア推進班主任技師	岩本 美鶴	

長崎県介護予防市町支援委員会設置及び運営要綱

(目的)

第1条 介護予防の取組推進にあたっては、高齢者の心身機能を高めることに加え、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、高齢者を取り巻く環境へのはたらきかけも含めたプログラムのとれた取組が重要である。よって市町が地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を効果的に実施することができるよう、広域的な観点から様々な市町支援を実施するため長崎県介護予防市町支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防の取組に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防の取組の評価に関すること
支援委員会は市町の介護予防の取組に関し、下記事項について評価を実施し、課題を整理する。
 - i) 実施内容・方法
 - ii) 実施体制
 - iii) 介護予防の取組の効果
 - iv) その他介護予防の取組の効果的実施に資する事項
- (4) その他介護予防の取組の効果的・効果的な実施に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 支援委員会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉等関係団体、住民（公募による）及び関係行政機関等から委嘱する。
- 3 支援委員会には会長及び副会長を各1名置く。
- 4 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 5 副会長は、会長が指名する。
- 6 会長は、支援委員会を代表し会務を総理する。
- 7 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 支援委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長になる。

2 会長は、必要があると認めるときは、支援委員会に委員以外のもの出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会の設置)

第6条 支援委員会に次の専門部会を置く。また必要に応じてワーキンググループを設置する。

(1) 「総合調整部会」

- 2 専門部会は委員5名程度で組織する。
- 3 専門部会委員は、介護予防事業各分野の専門家及び支援委員会委員の中から委嘱する。
- 4 専門部会は部長を置き、専門部会委員の互選により選任する。
- 5 専門部会委員の任期は、第4条の規定を準用するものとする。
- 6 専門部会及びワーキンググループは第2条に掲げる事項を協議、検討する。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第2項により支援委員会に出席したものは、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 支援委員会の事務局は、長崎県福祉保健部長寿社会課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成18年11月24日から適用する。

この要綱は、平成22年3月29日から適用する。

この要綱は、平成24年3月28日から適用する。

この要綱は、平成26年9月25日から適用する。

地域リハビリテーション・介護予防市町支援体制図

